令和5年度第1回松戸市入札監視委員会議事録

- 1. 日時 令和5年7月12日(水曜日)
- 2. 場所 松戸市役所新館 5 階 市民サロン
- 3. 出席者 〈委員〉福田委員長、石井副委員長、川口委員

〈事務局〉大塚財務部長、契約課長

〈審議案件担当課〉契約課、技術管理課、水道部工務課、道路維持課、建築保全課、 下水道整備課、街づくり課・区画整理担当室

- 4. 傍聴人 1名
- 5. 議題
 - 1 会議録署名人及び審議案件抽出委員選出
 - 2 本年度契約事務の改正について
 - 3 入札及び契約の手続の運用状況報告
 - 4 指名停止の運用状況報告
 - 5 抽出事案審議

6. 議事の概要

(1)会議録署名人及び審議案件抽出委員選出

発言者	発言内容
事務局	では、ただいまより令和5年度第1回松戸市入札監視委員
	会を開催いたします。
	委員会の開催に当たり、大塚財務部長よりご挨拶を申し上
	げます。
大塚財務部長	おはようございます。
	本日は本年度、第1回入札監視委員会にご出席いただきあ
	りがとうございます。
	この入札監視委員会につきましては、平成30年度より入札
	契約業務の公平性、透明性のさらなる向上のため設置いたし
	まして、今年度で6年目となります。これまでも委員の皆様
	から様々なご意見をいただいておりますが、今後も委員の皆
	様から忌憚のないご意見、ご指摘をいただきながら入札契約

業務へ反映していきたいと思いますので、委員の皆様、本日 はよろしくお願いいたします。

事務局

続きまして、本委員会は原則として公開となっておりまして、傍聴希望者が本日は1名おりますが、委員の皆様にお尋ねをいたします。

傍聴を許可してもよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

事務局

それでは、傍聴者の入室を許可いたします。

なお、以後の傍聴希望者は、事務局の受付をもって許可を いたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

今年度、第1回の委員会になります。各委員の皆様、今年 度もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、福田委員長、議事進行をお願いいたします。

福田委員長

それでは、議事を進めます。

議題1、会議録署名人及び審議案件抽出委員選出を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

会議録署名人と審議案件抽出委員につきましては、順番で行うこととしております。今回の会議録署名人及び次回の審議案件抽出委員は福田委員となりますが、これでよろしいかご確認を。

福田委員長

皆様、いかがでしょうか、ご質問ございますか。

川口委員

特にないです。

福田委員長

では、私がさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(2) 本年度契約事務の改正について

福田委員長 次に、議題2、本年度契約事務の改正について。

事務局より説明をお願いします。

事務局

(本年度契約事務の改正について資料を基に説明)

それでは、令和5年度より改正しました契約事務につきまして、資料1ページから3ページ、(1)から(4)のとおりとなってございます。説明をさせていただきます。

まず、(1)週休2日制対象工事試行要領について説明をいたします。

令和6年4月から建設業への時間外労働規制が適用されることを踏まえ、発注者として週休2日を推進するべく、本市発注工事において、週休2日制を確保する対象工事を拡大するため、営繕工事以外の工事についてはモデル工事を適用工事と改正し、営繕工事につきましても新たにモデル工事として制定したもの。

次に、(2)入札結果等の公表についてです。

入札結果等の公表につきましては、契約課で執行した入札 案件だけではなく、担当課で入札執行した案件の入札結果等 についても積極的な公表を推進するため改正したもの。

次に、(3)建設工事等請負業者指名停止基準についてで す。

指名停止基準につきましては、本市基準は千葉県の指名停止基準に準拠した取扱いをしていることから、厳格な措置及び新たな規定を本市基準にも適用させるため改正したものになります。

次に、(4)談合情報対応マニュアルについてです。

談合情報対応マニュアルにつきましては、平成8年4月より改正しておらず、談合または官製談合に係る情報の提供があった場合に対して、現行の規定をより明確なものとし、迅速かつ的確に対応するため改正したものになります。

今回の委員会につきましては、事前に質問をいただいております。4ページをご覧ください。

いただきました質問につきまして回答をいたしたいと思います。

4ページ、上からになります。

(1)週休2日制対象工事試行要領についてのご質問です。県の基準に合わせて改正、新規制定ということですが、 内容的に県と差異はあったのですかというご質問をいただい ています。

回答といたしまして、営繕関係につきましては、今まで要領を作成していませんでした。営繕以外につきましては、他市を参考に要領を作成しましたが、新たに営繕関係の要領を制定するに当たり、県の要領を参考としたことから営繕以外についても県を参考として改正をいたしました。

質問にございます県との差異についてですが、次の質問と かぶりますので、次の質問に行きます。

営繕関係工事以外、営繕関係工事共に工事成績は週休2日制が実施できなくても減点はないとありますが、その理由をご教示ください。また、週休2日制が実施できた場合について、加点等はあるのかもご教示くださいというご質問でございます。

回答といたしまして、以前の要領、営繕以外においては減 点・加点ありとしていましたが、県の要領に習い減点・加点 なしといたしました。なお、週休2日制が実施できなけれ ば、当初補正係数により金額を上乗せした分を減額する変更 契約を行います。

続いての質問になります。

週休2日制適用工事はいつから試行されているのですか。

回答といたしまして、営繕工事以外で令和元年度より試行しています。営繕工事については、本年度、令和5年4月1日に要領を制定いたしました。

続いての質問です。

これまでの適用実績を教えてください。

回答といたしまして、営繕以外の工事で令和元年度1件、

令和2年度5件、令和3年度3件、令和4年度5件、今年度 については6月末時点で営繕工事1件、営繕以外の工事6件 となっています。

続いての質問です。

建設工事と営繕工事を分ける主な理由を教えてください。

回答といたしまして、国・県において営繕工事と営繕工事 以外とに分けて作成されているためでございます。

次の質問です。

今回の規定にはアンケートができるとありますが、これまでアンケートは実施していますか。実施していれば回答内容を教えてください。

営繕工事については、今年度1件契約をしておりますが、 まだ工期中のため回答はございません。

次のページに行く前に、追加の質問をいただいております ので、そちらの資料をご覧いただければと思います。

質問といたしまして、発注者指定方式と受注者希望方式の 内容が分かる資料と営繕関係工事以外と営繕関係工事の適用 が異なるのはどのような理由ですかという質問をいただいて います。

回答といたしまして、国から建設業の働き方改革を推進するために週休2日工事の実施に関して発注方式として発注者指定方式と受注者希望方式が示されており、発注者指定方式は発注者が週休2日で取り組むことを指定する方式で、受注者希望方式は受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議した上で取り組む方式になります。

発注者指定方式については当初の予定価格において、4週8休達成を前提として補正係数により積算し、施工後に達成状況を確認し、4週8休に満たない場合は、当該補正分を減額する変更契約をいたします。

受注者希望方式では、発注者は、受注者が週休2日を達成

した場合に補正係数により工事費を積算し、請負代金額を増額する変更契約をいたします。

営繕関係工事以外と営繕関係工事の適用が異なるのは、先ほど回答したとおり、国・県において分かれて作成されているためとなります。

2つ目の質問です。

週休2日制に該当する工事案件について、契約変更に伴う 市の予算手当の影響はどの程度であるのか。影響額に係るデ ータはあるのかというご質問でございます。

具体的な予算等のデータはございませんが、建設部において週休2日を達成した場合を見込んで補正した場合、設計金額は4%ほど高くなると見込んでおります。

では、最初の資料に戻っていただいて、5ページをお願いいたします。

(2)入札結果等の公表についてのご質問でございます。

1つ目のご質問、物品購入の公表の内容について、予定価格を非公表とされていますが、その理由をご教示ください。

回答といたしまして、松戸市入札結果等の公表に関する事務取扱要綱において公表対象となっていないことから非公表となっています。物品につきましては、同様の物を発注する頻度が高く、公表することにより予定価格を推測しやすくなってしまうためでございます。

次の質問です。

具体的に公表される予定、入札結果はどのような内容ですかというご質問ですが、この後、抽出案件で添付しております、入札経過書、こちらを公表しています。

次の質問です。

積極的な公表の推進の発案は、どこからされたのですか。

回答といたしまして、公共工事の入札及び契約の適正化の 促進に関する法律や同指針により公表を推進しています。ま た、契約課以外で実施した入札の経過についての問合せもあり、入札経過について公表するよう庁内周知をしたものです。

続きまして、(3)建設工事等請負業者指名停止基準についてご質問いただいております。

今回、準拠改定となった県の基準は、いつから施行されて いるのですか。

回答といたしまして、今回の改正について、県の基準では 令和2年10月から施行となっています。

(4) 談合情報対応マニュアルについて3つご質問いただいております。

新旧対応表または改正点に下線を付したような資料があればご提供くださいということで、資料を添付してございますので、ご確認いただければと思います。

次の2つ目のご質問です。

公益通報との関連はどのようになるのでしょうかということですが、回答といたしましては、公益通報の窓口は人事課となりますので、人事課からの連絡により連携して対応することとなります。

本年度契約事務の改正について説明とご質問についてのご 回答をさせていただきました。

以上でございます。

福田委員長

それでは、以上 4 点につきまして、事前質問に加えて、 今、あるいは、これまでのご説明についてご質問等はござい ますでしょうか。

川口委員。

川口委員

まず、事前質問について、私のほうでご提出が遅れまして大変申し訳ございませんでした。重々反省しております。何回も催促いただいたんですけど、繁忙期なもので申し訳ございませんでした。

それで、今回、ご回答いただきました中で、改正された国 の働き方改革、调休2日制の対象工事試行要領について、私 のほうの質問に対してご回答いただいている中で、受注者指 定方式と、もう一つ発注者指定方式、つまり市が指定したも のと請負業者が指定するものというふうに分かれております が、前者の場合は予算を例えば4%ぐらい設計金額が高くな るという予測の下に予算の中で組み込んで、設計のときにも それを係数で面倒を見ている、面倒というか、積算をしてい るというふうに認識するんですが、後者の場合は事後対応で その請負受注業者がその基準を達成した場合、事後的に契約 変更なり、または予算を確保しなきゃいけない事態が生じる のかなというふうに思うんですけど、その判断基準というも のは、もう今回明確にされているんだと思うんですが、予算 の確保の仕方というのは所管課のほうでどのようにやってら っしゃるのか、そういうその予算の対応というものが後者の 場合はある程度、事前に見積もって確保されてるのかどうか をお聞きしたいと思います。

事務局

この週休 2 日制対象工事は拡大をされていますが、今時点では、その試行段階にあるということでございます。今年度につきましては、かなりの割合で対象工事とするというところで動いてきております。

今、ご質問ありましたように、発注者指定方式でも、あるいは受注者希望方式でも、いずれにしても、予算の上積みが必要であるというのは事実です。本市といたしましては、発注者指定方式を進めているところでございます。

では、本年度予算の確保というのはどうなっているかというところでございますが、今のところ契約差金が今年度も発生するだろうというところで、そちらで払うつもりでおります。来年度以降、恐らく本格実施の段階に移ろうとすると思いますが、そちらについての予算について、予算確保につい

ては今後検討してまいりたいと思っています。

川口委員

ありがとうございました。

今年度から本格実施ではないんですか。

事務局

今、要領としては試行という段階です。

川口委員

まだ試行段階なんですか。で、試行段階であるときには受 注者希望方式は特に取らないというようになっているんです か。

事務局

そうです。

川口委員

発注者だけでいいですか。じゃあ、今回の対象ももっと前の令和4年度の工事案件、営繕案件、委託案件でございますから、特にモデルケース、試行段階に、まだ試行段階なので、対象としてはあまりないと思ってよろしいでしょうか。

事務局

そうですね。こちらにも回答させていただきましたが、実 績的には毎年数件にとどまっております。

川口委員

分かりました。じゃあ、個別案件で見るときに、該当してるものが仮にあるとしたら教えていただいてもいいでしょうか。その都度で構いません、今ではなくて、今回の案件の中で。

事務局

抽出案件の中でですか。

川口委員

そうです、抽出案件。

事務局

分かりました。

川口委員

以上です。

石井委員

私からもいいですか。

今年度の契約事務の改正についての(1)週休2日制対象 工事試行要領についてというところなんですけれども、先ほ ど質問にお答えいただいて、県の要領に倣って減点・加点な しという形を取ってるというお話だったんですけれども、も ともと当初、予定価格を組む際に週休2日制をできた場合の 係数、予定価格を組まれていて、できなかった場合はその分 の係数、補正係数に乗じて減額変更するということだったん ですけども、もしできた場合については、次回、同種工事等にこの受注者が応募した際に加点するようなインセンティブ みたいなのは今のところはまだ試行段階なので考えてはいないということですか。

それとも、県の要領がそうなってるので、そこまでの運用 というか、試行は取ってないということでしょうか。

事務局

そうですね。この4月から県の要領に準拠した形で、もし 実施できなければ減額、変更契約というところに統一をいた します。それ以前は、その減点・加点というものも1つの配 慮としてあったんですけど、実際に減点・加点をしたものは ございません。

今回、県の基準に倣ったというところで、その金額を達成できなければ、そこに上乗せした分をマイナスするということは、もともとそういう週休2日制の工事ではなかったというか、元に戻すような意味合いになりますので、そこであえて減点・加点するのもさらにペナルティーを課すというのは、制度としてふさわしくないかなと考えます。以前も他市に、県の要領ができていませんで、他市を見習って設定してきたんですけれども、県のほうが合ってるのかなというところで県に合わせました。

石井委員 事務局 ちなみに、県の要領も試行なんですか。

石井委員

県のほうも試行ということ。

試行です。

技術管理課

すみません、技術管理課なんですが、先ほど言った週休2日に係る加点とか減点とかは、実は工事の関係、検査の関係なんですが、本年度からの試行の要領ですと加点・減点しないというのは、(事務局から)今ご説明でしたが、昨年度以前は、事務局からの回答にあった、加点・減点はございました。昨年度以前の工事の中で週休2日をやっていた工事に関して、加点する工事はあります。実際やって、工事成績のほ

うで加点をされたというのはありました。

石井委員 分かりました。

福田委員長 今年度については6月末で営繕工事1件、営繕以外の工事 6 件するというの、この中では受注者希望方式というのはな かったんですか。

発注者指定方式のみです。

ですか。可能性としては、今年度は営繕については受注者 希望方式もあり得るという仕組みにはなったんでしたね。1 ページで営繕関係工事は、発注方式は発注者指定方式または 受注者希望方式という。

先ほども申し上げましたが、本市の場合は受注者指定方式 の予定は今のところございません。発注者、こちらからの一 方的な投げかけでございます。

来年度から、その労働者の時間外、働き方改革の関係で、 制度が厳しく実現されるところで、逆にそれから地方に求め られてるのが週休2日制を積極的に取り入れなさいというこ とでございます。公共工事でその効果が広まっていけば、民 間工事を受注した際も広まっていくだろうという国のもくろ みがあると思いますが、積極的にこちらが仕掛けるという形 を考えてますので、こちらから指定して金額を上乗せしてる ので、しっかり週休2日制をやってくださいという姿勢で行 こうと考えております。

そういうことなんですね。これ、「または」ということに なっていましたので、指定、発注者のほうから指定されてい なくても受注者のほうから希望することができるのかと思っ たんですけど、そういうわけではないんですか。

そうですね。

受注者希望方式自体は実施しませんというふうに案内す る。この要領だけ見ると、受注者のほうからも申し出られる のかなというふうに見えますが。

事務局

福田委員長

事務局

福田委員長

事務局

福田委員長

川口委員

松戸市としては、発注者指定方式を原則としてというか、 もうそれを取るんだという、積極的に週休2日制を事業者に 求めていくんだということを選択されているようなんですけ ど、契約、参加する業者にとってはハードル高くないですか というのが1点目と。

それをやらないと参加できない、または後で減額されるということになるんだと思うんですけど、県も含めて、他の団体って、受注者発注方式も認めているんじゃないかと思うんですよね。実務としても契約変更してるんだと、面倒かもしれないけど、実際やってると思うんですが。それを当初の段階から、そちらを併用せずに、発注者指定方式だけにすると、入札への参加のハードルが高くならないかということが1点目と。

もう一つは、そういう仕組みの中でやった場合に、やっぱり達成してないということを検証しなきゃいけなくなりますね。受注者からの報告に基づいて、その報告が適性であるかどうかを検証しなきゃいけなくなると。その体制がどうなのか。

事務局

今のところ、本市としてはその発注者指定方式を考えて、 来年度以降につきましては、営繕工事以外のモデルの週休 2 日制の発注をしようと思います。

それから、営繕につきましては、本年度試行的に始めましたので、来年度以降、どの程度の割合まであるかは見通せないところはあるんですが、積極的に進めていこうと思います。

先ほど、予算の確保についてはご説明したとおりになるというところです。その受注者が希望するという余地は今のところ少ないのではないかと。積極的にこちらも進めるというところで、受注者が希望する案件自体は、営繕工事以外についてはほぼないと思われます。それだけ積極的に私ども進め

ていこうというところです。

その建設工事については、令和元年度より試行的に数件ずつ実施してきております。その中でアンケートを取っておりまして、業者の考えるところをアンケートを取ってきておるんですが、基本的には否定的なアンケート結果は出ておりません。

やはり業界としても、社員の高齢化が進んでいて、それから若い社員が少ないということで非常に危機感を持っています。松戸市だけが始めてるわけではなくて、この国の指針に基づいて県の発注工事等も週休2日制を徐々に導入してきている中で、令和6年度からは本格実施になるよというところで、業界のほうとしても理解が進んでいる状況だと理解しております。

こちら発注者側としては、それから建設業界のほうとして も、十分理解した、そういった中で進んでいくというふうに 捉えています。

あと、週休2日制が実施できない場合は減額の変更契約で対応するということでございます。そちらについては、発注したほうの担当職員はじめとして、書類等のやり取りをしっかりとやってまいりますので、その辺の手間が増えるというのは確かでございますけれども、金額に関わる内容の条項がありますので、こちらはしっかりとやっていくしかございませんというところです。

福田委員長

ありがとうございます。

すみません。アンケートについて私のほうもこれまでのア ンケートは実施していますかというのをお聞きしていたんで すけど、これまでも実施していたのですか。

事務所

そうですね。営繕以外について。

福田委員長

その結果に基づくという意味。

事務局

はい。

福田委員長

じゃあ、これ以前のものについてもアンケートを実施して、あまり否定的な回答はなかったと。お聞きしてよいですか。

事務局

ありませんでした、はい。

川口委員

関連して、今のアンケートに関しては、2問のうちの1問目で、業者さんも否定的な回答は少なかったっておっしゃってる。このアンケートというのは、公表されたんですか。

事務局

公表はしていません。

川口委員

してないですか。ああ、内部的なもの。はい。委員としては見ることはできるんでしょうか。いや、質問、一番上に関連して、積極的に発注者指定方式を取ってらっしゃることについて、入札参加する制限とか、そういうものにならないかどうかという質問に対してお答えがあったのが、アンケートの否定的な回答は少ないということだったので、それを確かめることができるかという、そういう趣旨。

事務局

そうしましたら、過去のアンケート結果を後日お渡しした いと思います。

川口委員

はい。ありがとうございます。以上です。

福田委員長

週休2日制対象工事の試行要領についてはよろしいですか。

入札結果等の公表については追加のご質問ございますか。 これはご回答いただいたとおりで。

(「はい」の声あり)

福田委員長

では、3番目の建設工事等請負業者指名停止基準についてはいかがでしょうか。

これも事前質問のとおりでよろしいですか。

川口委員

特に基準については大丈夫です。

福田委員長

では、4番目の談合情報対応マニュアルについてご説明いただきましたけど、追加でのご質問はありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

(3) 入札及び契約の手続の運用状況報告

福田委員長

では、続きまして、議題3、入札及び契約の手続の運用状況報告を議題とします。

事務局よりご説明お願いします。

事務局

(入札及び契約の手続の運用状況報告について資料を基に説明)

入札及び契約の手続の運用状況につきましては、資料の6ページ記載のとおりとなります。

なお、8ページから13ページは契約の内訳書になっております。

14ページをご覧ください。

いただきました事前の質問につきまして回答を申し上げます。

ご質問として、令和4年度下期は、一般競争入札(工事・工事関連業務委託)共に発注額が増えていますが、金額が大きいのはどこの工事でしたかというご質問をいただいています。

一覧表の最後のナンバーになるんですが、No.109、それから、新松戸終末処理場解体撤去工事、金額は4億1,800万。それからNo.111、松戸市立東部小学校屋内体育館新築工事、3億7,070万。No.113、松戸第9処理分区汚水準幹線工事(R4-1工区)、2億5,410万、これが主立ったものです。

委託についてですが、No.18、松戸都市計画事業新松戸駅東側 地区土地区画整理事業立体換地建築物実施設計業務委託、3億 8,170万、こちらが主なものです。

参考までに前年同期の工事の最高契約額は1億6,005万、それから委託の最高契約額は2,213万2,000円となっています。

以上です。

福田委員長

ご説明ありがとうございます。

ほかにございますか。

川口委員

6ページ、7ページの、前回も出していただいた一覧表なんですけど、大した内容ではなくて申し訳ございませんが、例えば6ページの一覧表について、工事と工事関連業務委託に2つに分けて一覧表を作っていただいてる中の比率のところの比率の取り方なんですけど、例えば工事の一般競争入札80.71%というのは工事全体に対して80.71%じゃなく、関連業務委託も含めて100%にして80.71%という数値の取り方を取っていらっしゃるのがどういう意味があるのかなと思ったんですが、工事の中の一般競争入札の割合は80.71%ではないわけですよね。なので、できれば工事の合計件数と金額に対しての割合のほうが意味があるんじゃないかなというふうに思います。

というのは、工事と委託、関連委託を合計して、その割合として工事の一般競争入札の件数・金額の割合や業務委託の一般競争入札の件数・金額の割合というものを恐らく比較しないだろうと。比較してもあまり意味がないかもしれないなと思うので、工事は工事、委託は委託みたいな形でお願いしてもらいたい、したほうがいいのかなというふうに私は思います。というのが1点目でございます。

2点目が前回の委員会、初めてだったんですけど、それぞれ契約台帳等に基づいて今回も案件を絞ると、入札結果書の中で、実際に入札に参加した企業の参加者の数に対して、落札率が何%になってるかというようなものを業種別等で一覧表にできないかということをお願いして、試行として作っていただいたものがあるんですけど、やはりあれを見てても、やはり分かることは結構あるというふうに思うんです。

ただ、もう一つ突っ込んで考えるとしたら、例えば12者応 札します、参加しました、でも辞退してるところもある。 で、また無効になったりしてるところも結構あって、結局10 者参加する予定だったのが、結局は落札者1者と、もう1者 とか2者に絞られたりする。それによって落札率がどう変わるかというところの、その推移というもののほうが、もしかしたらさらに踏み込んで調査したら意味があるかなというふうに、皆さんのお聞きになったものと実際の辞退された人、または無効になったところを除いたときの落札率の関係というものが、業種別に見たときに意味があるかなというふうに思ったので、またちょっとさらに検討してもらえないかなというふうに思うというのが2点目の要望でございます。

それを踏まえて、数字が出て、極端にほかの案件と違って 1個だけ同じような業種で入札参加者も同じような規模であったにもかかわらず、1者だけ100%に近い案件というものも今回1件あって、今回、選定した中にも入っていると思うんですけど。それは、なぜなのかという検討した内容は後でお聞かせいただきたいなというふうにも思っておりますので、契約課がそういうグラフを作ったときに、事業の試行化に対してコミュニケーションするというか、質問したりとか、そういうやり取りをするというのは意味があるんじゃないかなというふうに思います。これはちょっと意見ということになりますが、参考まで。

以上です。

これは審査会においてということですか。

そうですね。

この総括表は参考のために前年比較等も作っていただいてる。確かに工事と工事関連業務委託で、それぞれ100%に割合を出すというのも必要かな。件数を見れば、自分で計算することもできるというところで。

おっしゃることを検討させていただきたいと、表について は今後、変更は可能でございます。

ちなみに不調・不落件数というのはあったりしますか。不 調・不落。

福田委員長

川口委員

福田委員長

事務局

石井委員

事務局

不調ですか。

石井委員

不調・不落。落札者がいない、誰も手を挙げないみたいな ものもあるんですか。

事務局

別途作成しているかですか。

石井委員

ああ、いえいえ、件数として、高落札率もあるんですけ ど、手を挙げたけど落札できなかったと、もしくは発注した けど誰も手を挙げなかったみたいなのもあったりしますか。

事務局

はい。

福田委員長

この記載いただいてるのはもう総括表、それからこの一覧表、これは実施したもの全てということですかね。審査期間内の不調になったものって、翌期間に実施されたものの中なんですかね、不調になったものというのは、これは掲載されてないということ。

事務局

不調・不落は載ってないです。

福田委員長

載ってない。

それをこの一覧に加えていただくということはできませんか。

事務局

一覧に加えることですか。

福田委員長

ああ、付け足す。ちょっとご検討いただければ。

事務局

はい。検討させていただきます。

(4) 指名停止の運用状況報告

福田委員長

では、次、指名停止の運用状況報告お願いいたします。

事務局より。

事務局

(指名停止の運用状況報告について資料を基に説明)

それでは、資料の15ページ、16ページになります。ご覧いただきたいと思います。

指名停止の運用状況につきましては、事前質問をいただい ておりますので、追加の質問の、そちらの2ページ目をご覧 ください。 指名停止の運営状況報告について質問です。

今回の一覧表のデータを見ると、指名停止案件9件のうち、工事関連は3件、工事関連以外は6件。当委員会の入札監視対象は、工事関連ですが、工事関連以外を入札監視の対象にしない実質的な理由をお教えくださいというご質問をいただきました。

回答といたしまして、建設工事関係は耐用年数が長く、契約金額も高額等重要な契約が多いが業務委託、物品等は少額であること、また、契約金額実績の3分の2以上が建設工事関係であるためというところです。

説明は以上でございます。

川口委員、よろしいでしょうか。

ご説明ありがとうございます。

福田委員長 川口委員

例えば、4番目、5番目の業務というのは病院関係の維持管理業務だろうと思います。それが他県でこのような事態になったと、これ全国的に展開している事業者だと思いますし、本市でも、松戸市でも違反してるかもしれないなというふうにも思っております。これは回答にもありますが、工事とは別で業務委託で長期継続契約も可能な業務だろうと思います。金額もそんなに僅少ではないというので。

なので、今回の入札監視委員会の対象というのは国交省絡みの工事絡みが対象になっているというのは重々承知してるんですけど、このような一覧を見ると、もっと重要な、ほかにも重要なものがあるというふうに思われます、市民にとってですね。なので、そこがなぜ対象にならないのかというのは、前提が違うんだろうとは形式的に思っていたんですけど、実質的には何なのかという質問に対して、工事の特徴を書いてらっしゃるんだろうと思います。でも、物品とかそういうものでも重要物品もありますけど、そういうものは耐用年数が長いものもございます。

今回の4番目、5番目がちょっと気になるんですが、こういう病院のほうの維持業務は結構重要なものだと思います、市民にとって。これ、企業局かもしれません、地方公営企業絡みだとは思いますけど、そうでないところをいろんなプラント物の管理・運営とか、それもあると思うので、工事絡み以外の委託というものが。すぐに回答を求めるものではないですけど、重要性というものは認識されてますよねというところを確認したかった。どう対応されるかは今後のことだろうと思うので、そこだけお聞きしたいことでございます。

事務局

この4番、5番に関してはその病院関係の発注する案件だということでご質問いただいたんですが、今、委員おっしゃられたように、病院は病院事業会計というところで、こちらは一般会計と別に、別の組織でして、そちらではその指名停止基準について、独自の選定基準を持って運用されております。

この入札監視委員会の対象案件というところですけれど も、工事関連については、どこの自治体も金額的にも件数的 にも多いというところで、入札監視委員会の対象にしていま す。

川口委員

重々分かっております。ただ、指定管理者制度とか、公の施設とか、そういうものも長期継続契約で重要なものもございますし、7番目とか、イベント物だと思いますけど、そういうところが企業体をつくって入札に参加するということもあり得ると。

企業局だけではなく、ほかの団体、ほかの市長部局であっても、恐らくそういう案件があることに対しても危険性、リスクというものがあって、当局は十分にリスクを把握して対応をすることも検討しなきゃいけないんじゃないかというふうに思って、私は思っている。なので、すぐに回答、どうするかという回答ではなく、今回の回答は分かっております

が、そうではないところの業務委託、運営上の業務委託についての危険性について認識をどのように持ってらっしゃるかだけをちょっとお聞きしたいということでした。

事務局

川口委員

危険性というご質問の趣旨が分かりかねますが。

なるほど。4番目、5番目というのは、長期継続契約または市長部局でも同じような案件があるとしたら、指定管理者制度の、例えば5年とか長期継続契約の指定管理者を指定する契約があろうかと思います。そういうもので談合なり、何か不正な競争に基づいて契約に参加するという危険性はないとは言えないし、実際こういう4番目、5番目というのはは出てきてる、企業局、企業関係だとしてもですね。なのではそういうリスクというものは認識され、契約担当課として本当に認識されてないということなのかどうか、私はリスクは高いと思っている。それについての考え方で、ああ、いや、それはそうではないっておっしゃるんだったらそのとおりで構いません。

事務局

川口委員

事務局

この指名停止に関しては、今回、松戸市で何か不正行為があった等々で指名停止したものはないわけです。

いや、もちろんです。

今回出てきてるのは、県のほうから情報をいただいて、私どもの名簿に載っている業者について指名停止をしたものです。で、指名停止をするというところでいえば、現在契約してるものについては指名停止は関係ないため、指名停止がかかってる期間に、もしこちらが発注したいところにこの業者等が入ってくれば、それは参加できないというペナルティーを与えられてるので、こちらとしても指名はできず、参加してもらうことはできないというところです。

川口委員

最後に1つ。この一覧というのは、他市、他県での問題、 指名停止案件についての情報であることは重々認識してま す。それについて全国の入札制度を扱ってらっしゃる当局の 方は、やはり指名停止の措置をされるわけですから、リスクがあると認識されているんだろうと思うので、それについては争いはないと思います。

ただ、今回の入札監視委員会の対象にならないというのが、工事とか工事関連業務委託を限定してるからだろうと思っているんですけど、認識は同じじゃないかなというふうには思っております。なぜこの委員会で対象としないのかということについては、その歴史的な経緯が、委員会の対象にもともとなってないという形式的なものがもしかしたらあるのかもしれないんですけど、全くリスクを感じないというわけではないでしょうけど。

福田委員長

この審査会自体がもう公開になっております。これらの議事録も公開されるところでございますので、川口委員からご意見あったことというのは市民の皆様はもちろん庁内でも共有していただけると思います。ここの審査会の対象にならない案件についても、監査委員の監査等で注意を払っていただくということもあるということで、このような意見が出ていたということを共有していただくことができればというふうに思っておりますけれども。

川口委員

結構でございます。ありがとうございます。

(5)抽出事案審議

福田委員長

次に、では、抽出案件のほうの審査に進ませていただいて よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

では、事務局より説明お願いいたします。

事務局

初めにお伺いいたしますが、今までと同様に1件ごと資料を説明した後に審議いただく形で進めさせていただきたいと 思いますがよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

今回、抽出された案件は建設工事が5件で、一般競争入札 3件、指名競争入札1件、随意契約1件。工事関連業務委託 は2件で一般競争入札、随意契約各1件の合計7件でござい ます。

令和4年度下期において工事関連業務委託の指名競争入札 の案件はございませんでした。

(審議案件1について資料を基に説明)

それでは、建設工事のうち、一般競争入札の1件目、資料 17ページです。抽出案件の説明書をご覧ください。

こちらは水道部工務課発注の小金44番地先配水管布設替工事になります。種別は管工事、事業概要は記載のとおりとなります。

入札参加要件は管工事のAランク、市内本店、松戸市水道 事業指定給水装置工事事業者で1年以上の事業実績、過去10 年以内の公共工事の管工事の施工者実績内容として参加要件 により対象事業者数21者で参加者は3者でした。予定価格は 3,352万8,000円、契約金額は3,349万5,000円で落札率は 99.9%でございました。

続いて、19ページをご覧ください。

事前にいただきましたご質問について回答を申し上げます。

水道部工務課

まず、1問目なんですが、高落札率となったことについてどのような要因があるかご教示ください。落札率が99.9%と高いですが、考えられる要因がありますかにつきまして、本工事は一部県道を含む交通量が多くバスの運行路線でもある北小金駅前の交差点に水道管を敷設する工事です。駅前の商店街で小学校等の通学路でもあり、多くの車両や歩行者に対応しながらの工事となります。また、他企業の埋設管が輻輳している場所でもあり、施工条件が特に厳しいことから落札率が高くなったと考えています。

2番目ですが、同種工事の106番の幸田5丁目70番地先配水管布設工事の入札者、入札額を教えてくださいということで、入札者は3者、日本サービス株式会社、太陽工業株式会社、株式会社上信水道工業所。入札額は971万円、983万円、991万円となっております。

福田委員長 水道部工務課

ありがとうございます。追加質問あります。3ページ。

追加の質問で、まず1番目の入札参加者は市内本店が資格要件ですが、当該契約案件に係る入札参加者3者には資本関係や役員等の人的関係はないかにつきまして、水道部では、公告文の中で入札参加業者に特定関係調書の提出を求め、資本的関係及び人的関係の確認を行っております。今後も、市契約課と連携し公平性、透明性、競争性に努め契約事務を行っていきます。

2 つ目、予定価格・最低制限価格の事前公表の有無につきまして、予定価格は事前公表しております。最低制限価格は公表しておりませんが、算出方法を公表しております。

次、過去の入札案件に係る開示請求の実績ですが、入札参加者3者が開示請求しました実績は3件です。

最後ですが、契約変更の有無、回数・金額及び理由、4週 8休制の単価上昇等理由につきまして、契約変更は行ってお りません。

以上です。

ありがとうございます。

ご回答いただいた内容でご質問等ございますでしょうか。

私のほうの質問の4点あるうちの1点目でございますが、

ご回答いただきましてありがとうございました。市内業者ということで、資本関係とか人的資源関係があると、やはり情報の漏えいとか、そういうものをチェックしなきゃいけないんで、特定関係調書というのも提出していただいているとい

うことですね。この内容の中で適格要項みたいなもの、例え

福田委員長

川口委員

ば資本関係、どういう形、または人的関係が何親等とか、役員の中身とか、そういう具体的な内容を示した適格要項みたいなものはあるんでしょうか。

事務局

適格要項といいますか、水道部と同じものを使ってるか分からないのですが、特定関係調書を添付していますのでご参考にしていただいたらと思います。

川口委員

それはどれを見れば。

事務局

追加資料のインデックスの下のところに。

川口委員

ああ、なるほど。すみません。確かにありますね。

同じようなものかもしれませんけど、こちらのほう。

水道部工務課

基本的には同様なものを使っております。資本関係につきましては、親会社と、子会社との関係にある場合。人的関係につきましては、一方の会社役員が他方の会社の役員を兼ねているか等々、入札参加を制限しております。

以上です。

川口委員

今回は、今回というか、必ずこれは工事の規模にかかわらず提出してもらうことになっていることでよろしいんですね。

水道部工務課

はい。

川口委員

過去にこのようなもので、入札に参加されなかった、できなかった事例というのはあるんでしょうか。

水道部工務課

私どもでは把握はしていません。

川口委員

分かりました。直近ではないという。

水道部工務課

そのような理解でよろしいかと。

川口委員

ありがとうございます。

追加で3点目の質問なんですけど、今回、落札した業者さんは過去の同じような案件に対する、同じような案件だろうと思いますけど、開示請求、入札したときの案件の設計金額とか積算金額に対する開示請求はないということのようでございますが、これぐらい高く、100%ではないにしても、

99.9%の落札率で積算ができるということについての要因というものについても、1番目で福田委員の質問にも書いていらっしゃるんですけど、よくこういう開示請求の内容を検があるという回答をよく聞くことがあるんですが、ここには回答、要因としては書いてらっただちので、何らかの積算のスキルというものが高いんだろうなというふうに推測するしかないんですけど、専門業者からのその、こういう入札参加する事業者というのは、専門業者があると聞いているわけでござい。方々のそういうところからの情報というものも含めて、恐らく参加される事業者、事前の応札対策みたいな、入札参加対策というのはやってらっしゃるだろうと推測されると。皆さん、どう考えてらっしゃるのか教えてください。

石井委員

水道部工務課

石井委員 水道部工務課

福田委員長

福田委員長

川口委員

この積算根拠となるものというのは公表されてる歩掛かり を使ってるんですか、それとも一部参考見積りみたいな感じ で取られてるのもあるんですか。

基本的に設計歩掛かりは標準的な、歩掛りを使用しています。

じゃあ、公表されてる歩掛かりを用いて使ってる。はい。

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

同種の工事で、今回3位だった日本サービスさんが落札してるといますが、こちらは参加者の重複はないようです。それが、積算能力が高いというのであれば、こちらも予定価格に近い価格で入札されるのではないかと思います。

今、福田委員がご質問された他の案件で、今回の選定した 案件では落札できなかった事業者が落札者になっています が、落札率は分かりますか。この案件については、落札率は 金額と落札者、今回出していただいてるんですけど、分かりますか。

事務局

川口委員

水道部工務課

川口委員

質問いただいた件ですか。

はい。106番。

96.91%

96.91%。若干低い。

逆に別の角度からちょっと質問したいんですけど、公表された積算基準とか、歩掛かりとか、そういうものに基づいて設計をされて、で、それで今回は契約変更ないということでございますけど、高落札率で、今回のように99.9%で落札された場合に、その標準的な公表されている設計基準等が設計したときと入札時点で改訂されるというようなことはございませんでしょうか。年度単位で積算基準の見直しがなされるんでしょうか。それとも1月とか2月とか、そういう段階でその標準単価とか標準歩掛かりというようなものが、業者も含めて推測できるもの、公表できるものが改訂される期間という、時点というものが設計段階と入札段階で変わってくるということはないんでしょうか。

この案件は、そうであるかどうかというのとも一緒にお願いします。

多少のずれはあるかもしれませんけど、積算基準は毎年、

水道部工務課

年度1回程度改訂されます。起案から発注、入札まで、大体 1か月から1か月半ぐらいかかりますが、その間で単価が変 わってしまうことはほぼないかと思います。

川口委員

そうですね。直近では契約、ああ、労務単価の上昇とか水 光熱費等の電気代とかの大きな上昇というものも見られるの で、その都度、年1回というわけにいかない実態もあると思 うんです。で、その場合のリスクというのは、リスクという か、ぴったし当てなきゃいけないというのは、恐らく応札業 者にとっては大変な努力をされるんだろうと思いますけれど も、それでもやはり高落札率になるという案件が見受けられる場合に、やはり何らかの調査をされるんだろうと思っております。

落札者に対しては事後的に積算、実際に積算、応札した、 応札額ですか、の基礎になる積算内訳というものを入手し、 それを見て、設計図書とその比較するというようなことはお やりになっているということでよろしいですか。

水道部工務課

積算内訳書の内容、金額は確認していますが、設計図書と の比較までは行っていません。

川口委員

高落札率、例えば100%とか、100%に近い案件については独自に各工事発注課のほうで独自にそのような調査をするということはないということなんでしょうか。

事務局

内訳書の提出までで、その下の細かな単価表の提出までは 求めておりません。

川口委員

分かりました。その必要性っていつも考えるんですけど、 独自に検討する必要はあるんじゃないかなというふうには個 人的には思ってます。

以上です。

福田委員長 事務局

抽出案件の2番目についてお願いいたします。

(審議案件2について資料を基に説明)

では、続きまして、資料20ページをご覧ください。

市内一円舗装補修工事(その8)になります。種別は舗装工事、事業概要は記載のとおりとなります。

入札参加要件は舗装工事のAランク、市内本店、過去10年 以内で公共工事の舗装工事の元請として施工した実績のある ものとし、参加要件より最終事業者数23者で、入札参加者は 12者でした。

予定価格は1,982万2,000円、契約金額は1,980万円で、落札率は99.89%でした。

続きまして、23ページをご覧ください。

いただきました事前の質問について回答を申し上げます。

まず、契約課からですが、質問として、入札参加者12者のうち、落札者以外の2者が辞退、1者が無効、8者が失格となっており、入札金額についても落札業者のみが予定価格に近い99.89%で、無効、失格となった10者は最低制限価格を下回る金額でほぼ横並びとなっておりますが、予定価格の確認や工事費内訳書の確認についてご教示くださいというご質問でございます。

回答といたしまして、最低制限価格での落札を目指し入札 した結果として最低制限価格を下回ってしまい、予定価格に 近い落札率になったものと考えております。予定価格につき ましては、担当課にて設計書の検算、審査を経て依頼された ものであり、内訳書につきましては件名、場所、積み上げ金 額、会社名等の内容を確認をしております。

続いて、2つ目の質問です。

道路維持課

この入札に参加している他社は、他の工区で最低制限価格と同額で落札しています。7番と、さっき言いました55番の案件。見積り方法に変わりはなさそうですが、この入札については予定価格の99.89%の価格で落札した1者以外、皆、最低制限価格を下回っている、ないし無効なのをどう見ていらしゃいますか。

本事業の概要なんですけども、本事業は五香地区ほか2件の舗装劣化に伴う舗装補修工事を実施したものとなります。 失格となった8者は、工事を落札するために、最低制限価格を見据えて積算を行い、その中で一般管理費等の計算の誤差により、最低制限価格を下回ったものと思われます。無効となった1者も同様な原因により入札額が最低制限価格を下回ったものと思われます。工事内訳書の一部が他の工事のものであったことにより無効となっております。

事務局

契約課のところですが無効の1者につきまして付け加えま

すと、添付された工事費内訳書の当該案件のものと、同日に 開催の別の案件の内訳書の一部が添付されていたものでござ います。

追加の質問ですが、入札参加者は市内本店が資格要件ですが、当該契約案件に係る入札参加者3者には資本関係や役員等の人的関係はないかというご質問です。

先ほどの抽出案件1と同様で、特定関係調書を提出しても らい確認をしております。

続いて、予定価格・最低制限価格の事前公表、こちらも先ほどと同様で、予定価格は事前公表、最低制限価格は事後公表です。

道路維持課

入札参加者について、過去の入札案件に係る開示請求の実績ですが、入札参加者12者がR4年度に開示請求しました実績は23件です。

また、契約変更の有無、回数・金額及び理由、4週8休、 労務単価において、それについては契約変更は行っておりま せん。

事務局

最後の質問になります。

令和4年度におけるほかの同種の工事、市内一円舗装補修工事、7件について参加者の重複を確認することはできますか。他の7件について、入札の結果及び経過書の写しを配布していただければ確認しますのところで、インデックスの特定関係調書が先ほどご説明でありましたので、以下のところですね。こちらに市内一円舗装補修工事、その1からその7までの経過書をまとめてるので確認をしてください。

福田委員長

ありがとうございました。

以上、ご説明についていかがでしょう。

石井委員

1番目の質問に対して、落札業者以外に2者が辞退、1者が無効、1者が失格ということに関しての見解をお聞きしたんですけども、その回答として、最低制限価格での落札を目

指し入札したが結果として最低制限価格を下回ってしまい、 予定価に近い落札率となったと考えているというようなご回答だったんですけれども、競合他社がいることを想定して、 最低制限価格をぎりぎりでどうしても取りたいという意思を 持って入札したけれども、たまたま落札した業者が競合他社がいないと思ったのか、もしくはこの金額でしか譲れないと 思って入れたのか、そこの真意は分からないですけども、た またまこういう結果になったという認識なんでしょうか。

事務局

石井委員

その8ですが、その1から7までをご覧いただくと同様の 結果が出ておりまして、最低制限価格を目指して恐らくみん な頑張ったというところだと思われます。

最低制限価格を結果的に、一般管理費等の絡みもあって下回っちゃった。で、無効、失格になったという説明は分かるんですけど、1者だけが高いわけじゃないですか、そういった工事が何件もあるというのが何だろう、じゃあ、そこは最低制限価格を目指してなかったのかって話にもなるし、何かその発注担当課というか、契約課さんとして1者だけ高いという水準がほかにもいっぱいあるよねというのはどういう認識をされてるのかというのがちょっとお聞きしたかった。

だから、入札なので、分かり知れないところもあると思うんですけど、十数者参加した入札の中で、1者だけ高い水準であとは全部下回ってる、もしくは失格みたいな感じになっちゃってるというのもどうかなと思って、ちょっとご質問させていただきました。

事務局

あくまでその予定価格の範囲内で、予定価格と最低制限価格の範囲内で、今回の場合、落札したのが1者だけで、なおかつ予定価格に近いという数字が際立って見えますねというところだと思うんですけど、結果がこのようになったということです。

石井委員

私からは以上です。

川口委員

参加される業者さんというのは、これは市内の公衆用道路 のいろんなわだちもできて、いろんな道路の表面等の不具合 を見つけてもらってそれを補修するような事業、契約と思っ てもよろしいんでしょうか。

具体的な契約案件の内容はどんな、道路の何を補修するも のなのかというのをまずちょっと簡単に教えていただけない でしょうか。

道路維持課

工事の対象路線と主要メニューについては発注者、私ども のほうで決めております。

川口委員

そうですか。特定する。

そうです。こちらで特定して。

なるほど。特定の、通常の発注と同じようにどこの路線の ここの部分を幾つか、7件ぐらい分けて発注されているよう に思うんですけど、もう特定されてるんですね。どこの道路 の、ここの部分を表層、基層とか路盤までというような具体 的なものの工事の内容まで含めて発注されてると思ってよろ しいわけですね。なるほど。

それは、今回の契約案件を見ると、この案件を除いて6件 全てが最低制限価格に張りついて、皆さんきっちりと、で、 くじ引きで決めてらっしゃいますよね。ああ、決まって、契 約されてると思うんですけど、この案件だけがそうではない と、ちょっと異常だなというふうに思ったんですよ。

で、そのときに、今回の回答の中で、恐らくこれは道路維 持課さんが書いてらっしゃる福田委員の2番目の質問に対し て、一般管理費等の計算の誤差であろうと思われるというふ うに思われた理由をちょっと教えてもらってもいいですか。

何か今回の発注されたときに、落札者以外が、落札者はも う100%に近いですけど、それ以外は全て最低制限価格よりも ちょっとだけ低いだけで、全てが、全てというか、無効は違 って、そうなっていると思うんですけど、その情報というも

事務局

川口委員

のを具体的に何かヒアリングされてるんでしょうか。それと も何らかの資料で確認されてるんでしょうか。

いや、つまり、このように分析されるのはすごいなと思って関心してるんですが、やっていただいてるんだなと思って。

道路維持課

恐らくその入札の金額が最低入札価格より1,000円、2,000円ぐらい。

川口委員

そう、そう。

道路維持課

僅差なので、恐らくそういった諸経費のところでの誤差、1,000円、2,000円のものなので、ぎりぎり狙って入札してるところで諸経費の計算誤差等で下回ったんじゃないかという感じですね。これが1万円とか2万円とかだったら、ちょっと入札者が積算して算出した差でありますので、それなのでこの諸経費等の計算誤差と考えます。

川口委員

そうですね。なるほど。その分析というのは、この結果が 出たときに分析されてるんでしょうか。それとも今回の質問 に対して、改めてちょっと分析してみたということなんでし ょうか。

道路維持課

分析ということはしてないですけども、ほかの工事でも似たような傾向になることがあるんですね。

川口委員

なるほど。

道路維持課

やっぱり皆さん、各業者さんが落札したいという思いもあって、最低制限価格をどうしても目指して、積算して入札してくる傾向にありますので。結局、最後は工事価格というのが1万円単位で出してる。そのときに、もう1万円の調整というのが一般管理費の中で調整して切り捨てて1万円単位になってるんです。なので、多分、最低制限価格というのが計算するんですね。だから、そこまで切り詰めた中で皆さん応札、入札されてるという形になってると思います。

ほかの工事でも結構何ていうんでしょう、最低制限価格よ

り2,000円とか3,000円とか下回っちゃって失格になってるという傾向はあるので、やはり皆さんの思いとしては、やっぱり取りたいがためにぎりぎりを狙う。たまたま今回、落札した会社というのが、その落札した会社についてはこの金額だったら、その会社で言うならその工事はできるという形になる、それがたまたま予定価格に近い金額になっちゃったというだけだと。

川口委員 道路維持課

たまたまが非常に重なったんだなと思って。

そうです。恐らくこの会社、落札した会社以外の会社というのは、その会社の中でも実行予算的なものとか考えて、最低制限価格を切る金額でも工事ができるというふうに判断されています。

川口委員

分かりました。はい、分かりました。

他の6件の案件についても今ざっと見たんですけど、参加している業者って結構重なっていると。で、結構、開示請求して研究もされているというのを回答でいただいている。この案件だけなぜ間違っちゃたんだろうというのも考えてしまうんですよ。

2月7日に、私もこの委員会、初めて出させてもらって、中央公園の再整備設計業務委託でも同じような案件があったんです。で、今ご説明があったように多分ほかの案件でもそういうのはどうも見られる。特殊な例の1つかなと思うんですね。

そのときにも申し上げたんですけど、たまたまこの案件だけはほかの6件と違って、最低制限価格ではなくて、予定価格に近い形で落札されてるので、もったいないなと。つまり予定価格は公表しているんだけれど、最低制限価格は公表してませんと、前回もおっしゃったと。そのときに、たまたまみんな計算が丸めるのに一般管理費等を混ぜるのに、最低制限価格よりも1,000円とか2,000円低い価格で入れてらっしゃ

るというのは、取りたいんだけど間違ってしまったというのは、1者以外は間違ってしまって、1者は予定価格に近い形で取るというのは、やっぱり落札の問題もありますけど、予算の競争性を担保した予算の執行として、契約金額としてはもったいないなと。つまり、1者以外は最低制限価格でやれるというのがほとんであるにもかかわらず、落札率が100%近いということについて、大変そういうふうな結果になることは大変もったいなというのを前回も申し上げたんですね。で、あるんだったら、もう最低制限価格も含めて公表したらどうでしょうか。前回も申し上げた。

事実上、それをやってしまえば、それをあえて1,000円、2,000円下げてまで入札する業者もいないわけですから、それはあからさまにそんなことはできないわけですから、そういうふうな制度にしたほうがいいんじゃないかというふうに申し上げて、今回はほとんどがそうなってるんだろうなと思って、ほかの案件も出してもらったら、どうもほかはそうではなくて、最低制限価格でくじ引きで決まっていると。この案件だけが違う。何なのかというのがまた納得できなくて、この案件だけが指定された道路の工事場所または工種的なものが違うんでしょうか。

事務局

要因はありません。この工事特有の何か特殊な工法や材料 の使用はございません。

川口委員

前回と同じ意見なんだけど、私は。

福田委員長

そうですね。最低制限価格の公表については、私は他の案件でも質問してご回答いただいてるので、また改めてちょっと。

川口委員

そうでしたね。そうです。

福田委員長

ただ、この今、7件、「その8」ってことですので7件の 経過をお示しいただいて、この、「その8」で落札した藤田 土木さんもほかの1から7については入札に一部参加されて いて、最低制限価格での入札を目指すというのが何回か参加 していらして。で、8の入札まで来たところで今まで落札で きなかったので、みんな最低制限価格を目指しているから、 態度を変えて予定価格に近づければ落札できるんじゃないか というふうな、うがった推測というところですが、そういう 傾向というのは考えられないですか。同種の工事というとこ ろもありますけれども。

事務局

ありがとうございます。

それは私どもでは判断できないところです。

道路維持課

やっぱり入札に参加する時期とかもあると思う。多分「その8」って、どちらかというと下半期。下半期に入ってしまっているようになるから、この時期であれば、何か年度初めとかは取りたいんで確実に工事を受注していきたいという思いも恐らくあると思いますので、最低制限価格を狙って入札していく形を取って、道路維持課の工事だけではなく、藤田土木についてはほかの、他課の工事でも入札に参加してると思いますし、県の工事も参加してると思いますので、うちが発注したその舗装補修工事(その8)を発注した時期では、まあこれぐらいの金額でならできるかなといったところで金額を入れたんだと思います。

福田委員長

もうそこのところは推測になってしまうかもしれませんけれども。

道路維持課

推測ですね、はい。

福田委員長

藤田土木さんは、「その1」と「その5」ではいずれも最低制限価格を僅かに下回って失格ということになっていますので、8番目に来て、ちょっと態度を変えたという。

道路維持課

はい。態度というか、その時点での判断だと思われます。

福田委員長

会社の考えです。

方針。

道路維持課

追加で、今の関連で、これで最後にします。私は最後にし

川口委員

ます。

発注時期というのはルールはあるんですかね。 5月からずっとやってらっしゃって、案件によって工期は4か月だったり6か月であったりされてますね、この案件を、入札時期を見ると。 5月から始まって、10月が2件発注されている。 11月は3件発注されている。大体4か月から6か月かけて、この案件自体は1,800万ですけど、2,000万弱の予定価格なんですけど、4か月ですかね、10、11、12、1、2、ああ、5か月かかる。12月以降は多分発注ないですよね。やっぱり工期の問題があるだろうと思うんですね。

で、10月、11月はやはり複数の案件を発注しなきゃいけないような結果になっているようなんですけど、事業者としての余裕というか、工事を行う余裕というものを考えたときに、発注時期を何かならすようなことをもうちょっと何かならしていくようなことってないんでしょうか。

また、規模をある程度まとめるような形でやっていくことについて福田委員が今、質問されたように最後の案件だけが特殊な事例になるようなことを避けるために何か工夫することってないんでしょうか。

事務局

工夫したとしても、工事のスケジュール化を行っておりまして、ゼロ債工事ということで前年度中に着手して契約を締結し、4月から工事に入れるように、従前は4月から着手して、それから積算して工事発注になるので大体7月頃に契約する形ですが、それを少し前倒しするために前年度中に契約を行っています。

川口委員

この案件には適用、ゼロ債工事の手法というのは適用されてるんでしょうか。

事務局

これは違います。

川口委員

違いますよね。

事務局

はい。

川口委員

5月から始まってますよね。そういう工夫も考えられると いうことですね。

事務局

一応。そうですね。

川口委員

ありがとうございます。

福田委員長

よろしいですか。

続いて、3件目の事案についてお願いします。松戸市東部 小学校。

事務局

(審議案件3について資料を基に説明)

では、続きまして、資料の24ページをご覧ください。

学校施設課発注の松戸市立東部小学校屋内体育館新築工事 になります。種別は建築一式工事、事業概要は記載のとおり となります。

入札参加要件は建築一式工事のAランク、市内本店、過去 10年以内で公共工事の建築一式工事の元請として施工した実 績のあるものとする。

参加要件より対象事業者数13者で入札参加者は3者。予定 価格は3億7,213万円、契約金額は3億7,070万円で、落札率 99.62%でした。なお、この案件は総合評価方式にて実施をし ております。

続いて26ページをご覧ください。

事前にいただいた質問について回答をお願いします。

建築保全課

松戸市立東部小学校屋内体育館新築工事、これについてで すが、これはどのような工事ですか。既存の体育館を解体し て同じ場所に新築ですか、敷地の別の場所に新築するんです か、それができてから解体するんですか、その辺のご質問を いただいてます。

この内容としましては、既存の体育館を先に解体した後 に、同じ場所に体育館を新築する工事となっています。解体 工事につきましては今回の新築工事に先立って、別工事で発 注しているものになります。

技術管理課

続きましてご質問なんですが、総合評価の企業の技術力、企業の施工能力のうち、工事成績で5点対0点で差が開いていますが、どのように評価するのですかというご質問をいただきまして、それのお答えなんですが、後ほど説明資料を配布していただきたいというご質問もあったのかな、事前に配付させていただきました松戸市総合評価方式の評価項目及び基準というのがございまして、ちょうどそれの3ページもちょっと見ていただくと分かるんですが、その中で、基準の企業の施工能力で、ご質問いただいた工事成績につきましては、企業の所在地が市内に本店または入札・契約の権限が委任された営業所等を有するものを対象として実施する場合と、それぞれの評価基準が異なっております。

当該入札は、地域要件で前者となりますので、評価基準は、本市が発注した工事における過去2年度間の当該業種での工事成績評定点の平均点になっておりまして、基準といたしましては80点以上が6点を満点としまして、80点未満77.5点以上が5点、77.5点未満75点以上が4点、75点未満72.5点以上が3点、72.5点未満70点以上が2点、70点未満から65点以上または実績なしが0点、65点未満が-4点までの7段階の配点となっております。

当該案件での配点は、まず湯浅建設の平均点が80点未満77. 5点以上で配点が5点、太陽ハウスさんの平均点が70点未満から65点以上ということで配点が0点ということから、5点の差がついております。

なお、ここに記載しましたが、それ以外を対象として実施 する場合については、過去2年度間の工事成績の最高点とな り、配点自体は、同様となります。

次に、総合評価方式のご質問で、評価説明書など、評価結果をよく理解するための説明書を配付していただけませんか

というところで、先ほど申し上げました、そのお手元にある 評価基準のほうをご覧いただければと思います。

なお、これは入札当時のものでして、現在、令和 5 年 4 月 版には若干改定がされております。

事務局

続いて、契約課からですが、3者のうち1者は採点結果が「一」です。辞退されたのでしょうか。辞退理由を把握する必要はありませんかということで、辞退理由は技術者の確保が困難であるというところで辞退されています。

技術管理課

続きまして追加のご質問なんですが、「企業の技術力」と「配置予定技術者の技術力」とを採点された2者で比較すると、主に乖離するのは、「工事成績」及び「優良工事等表彰」であり、「配置予定技術者の技術力」だけでみると、「継続教育の取組」が気になります。それぞれ採点が乖離する主な理由を教えてくださいということで、これちょっと重複するんですが、「工事成績」につきましては、先ほどご説明させていただいたように、この評価基準、項目によって5点の差がついてるものでございます。

次に、「優良工事等表彰」については、こちらも基準のほうに明記してありますように、ちょうどこれの3ページですね、評価基準として、「過去2年度間の本市・国・都道府県における当該業種の優良工事等の表彰実績」について設けておりまして、実績ありの場合は1点、なしの場合は0点の配点となりまして、当該案件では、湯浅建設さんは実績がありましたので1点、太陽ハウスさんには実績がありませんでしたので0点となっております。

続きまして、「配置予定技術者の技術力」の「継続教育の取組」ですが、継続教育CPDまたはCPDSの取組状況として、うちのほうで設けております基準ですと、5年間の推奨単位の取得、これは、入札公告日の属する年度を除く直近の過去5年度間に、当該年度の入札公告日の前日までを加え

た期間に、各団体が推奨する5年間の学習単位を取得しているものが証明されれば2点の配点となります。

次にもう一つは1年間の推奨単位の取得。これは先ほどと同じように直近、過去5年度間のうちの1年分の学習単位を取得していれば配点が1点となり、継続教育の証明がなければ0点となる。

当該案件につきましては、湯浅建設さんは5年間の証明が ございましたので、配点が2点、太陽ハウスさんが、証明が ございませんでしたので配点0点となっております。

技術管理課

次に、追加のご質問で、2つございまして、①競争した2 者で大きく乖離した評価項目は「工事成績」でした。企業レベル5点。企業の技術レベルでの工事成績の評価対象は過去何年度まで遡るのでしょうかということで、こちらも先ほどお話ししております基準の中で、過去2年度間までとなっております。

技術管理課

②の質問として、実際の工事に際しては、配置予定技術者が評価時点と異なってはいませんでしたかというご質問ですが、配置予定技術者が予定どおり配置されております。

事務局

最後の質問になります。

入札参加者の資格要件として、市内本店はありますが、企業情報として、各企業間に資本関係や役員間の人的関係はないでしょうか。

これは先ほど来ご回答してますように、特定関係調書を提出してもらって確認しています。

説明は以上となります。

福田委員長

ありがとうございます。

優良工事等表彰、この一覧表のほうは、湯浅建設も太陽ハウスも0点になってるんですけどね。ご説明で湯浅建設は実績がありましたので配点1という。

技術管理課

優良工事等表彰、はい。これは企業のほうで会社として優

良工事表彰が湯浅建設はもらってますので。で、配置予定技術者さんのほうに関しましては、こちらの方は担当した工事が優良工事等表彰になっておりませんので、これはO点という形になっています。

福田委員長

すみません、この企業としてと、技術者としてというので 違うということですか。

技術管理課

そうですね、はい。

福田委員長

分かりました。これ、本来20点なのかなと思ったんで、あ あ、そうですか。

川口委員

追加の質問のところでご回答いただいた継続教育の取組、 CPDまたはCPDSの取組を5年間の推奨単位の取得についての基準なんですが、この基準というのは、この基準の中に入ってますでしょうか。

技術管理課

入ってます。

川口委員

何ページか教えていただけますか。

技術管理課

これのページ数で言いますと5ページ。

川口委員

ああ、5ページ。5ページですね。

技術管理課

ですね。はい。この配置予定技術者の能力のところです。

川口委員

なるほど。これを見ると湯浅建設さんのほうは今回の優良 工事、配置予定の技術者については、優良工事等の表彰は受 けてないんだけれど、会社としては受けていると。

技術管理課

はい。

川口委員

先ほどのように。で、その代わり、継続教育は受けてらっ しゃるということだと。

技術管理課

そうですね。この配置予定された技術者の方は継続教育と して5年分の推奨単位をもらってるという形で。

川口委員

なるほど。継続教育の内容というのは会社によって違うんでしょうか。それとも基準で何か一定レベルを指定されてるんでしょうか。

技術管理課

これ、継続教育の証明を出すのは、各教育機関がございま

して、そこで当然、土木に関する講習内容の項目がございま すので、そういった中で必要なものを技術者の方が選んでい ただいて講習を受けて単位をもらうという形になります。

川口委員

分かりました。もう一社のほうはそのその提出がなかった ということでよろしいのですね。

技術管理課

そうですね。要はそういった継続教育、予定された技術者 の方がなかったということ、判断になります。

川口委員

ありがとうございます。

福田委員長

ほかはよろしいですか。

(「はい」の声あり)

福田委員長

ありがとうございます。では、この件についてはここまで で、次の案件です、図書館。

事務局

(審議案件4について資料を基に説明)

では、続いて27ページに行きたいと思います。

こちらは指名競争入札の案件で、建築保全課設計、図書館 発注の松戸市立図書館高圧受変電設備改修工事になります。

種別は電気工事、事業概要は以下のとおりとなります。

入札参加要件は電気工事のAランク、市内本店とし、10者 を指名し、10者参加しました。

予定価格は553万3,000円、契約金額は500万円、落札率 99.4%

続いて、29ページをご覧ください。

事前にいただきました質問についてご回答をいたします。

高落札率となった要因及び入札に参加した10者中8者が辞 退した理由について、ご教示ください。

併せて、3から10番までは辞退してしまう要因をどう見て いますかという質問に対してまず回答させていただきます。

まずは、高落札率となった要因としましては、本工事は千 葉県の公共建築工事積算基準を参考に策定した松戸市公共建 築工事積算基準に基づいて積算しています。本工事では特殊

建設保全課

な工法、材料は採用しておらず、積算数量に基づき事業者が 見積りを算出した結果、予定価格同額程度になったものと考 えております。

辞退した理由につきましては、令和4年度工事の最終発注の時期の中で少額の工事になりますので、技術者の数や工事の規模などにより、辞退者が多くなったものと考えております。

事務局

契約課から補足になりますが、8者の辞退理由としては、「技術者等の確保が困難」が6者、「手持ち工事が多く、受注が困難」が2者となっています。

建設保全課

指名競争入札とした理由としましては、当初、市内Aランクにて一般競争入札を実施しましたが、申込業者は3者で、うち1者は入札辞退、その他2者につきましては最低制限価格より低い金額で札入れしたため、入札が中止になりました。

高圧受変電設備の工事は、全館停電をしての作業が必要であるため、図書館休館日にしか主たる作業ができません。また、昨今の社会情勢の影響により電気部品の納期が平時より伸びており、工程に制限がある中での、工事完了が必須となります。先の入札が中止になったことで施工日数確保に影響し、限られた施工日数において即時対応するため、再度の入札を実施するに当たり契約に係る期間の短い指名競争入札としたということでございます。

続けて追加で質問いただいているものですね。

事務局

最初の2つの質問、契約課から回答いたします。最初の質問、それから2番目の質問も、今までの回答と一緒になります。特定関係調書の提出、予定価格・最低制限価格は事後公表です。

建築保全課

入札参加者について過去の入札案件に係る開示請求の実績ですが、平成29年度から令和4年度の実績になりますが、入

札参加者10者のうち5者が、延べ13回の金額入り設計書の開示請求をしております。

契約変更の有無、回数・金額及び理由につきましては、更新する高圧機器の納期遅延により、工期延長の契約変更を1回行っております。なお、契約金額の変更はございませんでした。

事務局

一部訂正をさせていただきます。

先ほど、予定価格と最低制限価格の事前公表の有無のところですが、このたびは指名競争入札でしたので、両方とも事後公表となっております。

福田委員長

ありがとうございました。

最初の入札では安い価格でやってもいいという業者がいる中で、やり直して今度は予定価格に近いところ、入札の目指すところからすると残念な感じもしますけど、こういう事情だというご説明されてました。

いかがでしょうか。

川口委員

1点だけ確認ですけど、一般競争入札、当初おやりになって、入札が中止になったということを踏まえて、指名競争入札されたわけであると認識しますが、その指名業者、指名した業者というのは、もうこのAランク、一般競争入札に参加した3者は指名できないと、よろしいでしょうか。

建築保全課

いや、併せて指名しています。

川口委員

じゃあ、その他 2 者の最低制限価格より低い価格を入れた 業者も入ってるんでしょうか。

建築保全課

入っております。

川口委員

で、落札者の中には入ってないですか。

建築保全課

入ってきています。

川口委員

一般競争入札の場合は競争性が高い入札形態になるので、 低い価格を札入れするだろうと思いますが、最低制限価格よ りも低いものでやっていらっしゃって、結果として中止にな ったと。その業者さんが今回は、今回は予定価格に近い形で落札されていると。その場合に一般競争入札のときの積算、または予定価格と指名競争入札のときの予定価格は変わっているんでしょうか。

建築保全課

変わっております。

川口委員

変わっている。

建築保全課

はい。設計が一部変わっています。

川口委員

どのように変わってますか。

建築保全課

設計を一部見直しまして。

川口委員

見直して。

建築保全課

取り替える予定だった高圧の機器が、年度内に入荷が困難だという情報がありましたので、その高圧機器を取り替えない形で設計を見直しました。

川口委員

予定価格は下がったと。

建築保全課

下がりました。

川口委員

しかも、これは一度契約変更してる。

建築保全課

契約変更しております。

川口委員

今おっしゃったように、高圧機器の納期が遅延したという のが再度そういう。

建築保全課

別の高圧機器が。

川口委員

問題ができたんですか。

建築保全課

そうですね。設計時とは別の高圧機器が入りにくくなりま した。

川口委員

理解しました。ありがとうございます。

福田委員長

次の案件のご説明お願いいたします。

次の第2処理分区を。

事務局

(審議案件5について資料を基に説明)

では、30ページをご覧いただきたいと思います。

随意契約の案件で、下水道整備課発注の松戸第2処理分区 汚水準幹線工事(R4-5工区)その2になります。 種別は土木一式工事、事業概要は記載のとおりとなります。

随意契約理由は別紙となります。

予定価格は3,114万1,000円、契約金額は3,113万円で、落札率99.96%です。

33ページをご覧ください。

事前にいただいた質問に対する回答になります。

契約課のほうからまずお答え致します。

随意契約について、予定価格が非公開な理由について、ご 教示ください。

回答といたしまして、松戸市入札結果等の公表に関する事務取扱要綱において公表となっていないことから非公表となっており、契約相手方が特定される1者随意契約のためです。

下水道整備課

下水道整備課から回答いたします。

下流工区の道路管理者は。協議に時間を要した理由は。との質問に対する回答は、道路管理者は千葉県になります。

時間を要した理由は、道路下に設けられる仮設物(鋼製ケーシング立坑)の残置について、協議に時間を要しました。

続きまして、下流工区の着工時期を遅らせるということで、一括入札はできなかったのかとの質問ですが、回答は、 占用許可が下りないと工事の着工ができません。また、協議 結果により、仮設物(鋼製ケーシング)の残置が認められな かった場合、大幅な工事内容の変更が生じてしまうため、一 括発注を見送りました。

次に、追加質問の8ページになります。

上流工区と下流工区を分離せざるを得なかった理由として、「一部区間における道路管理者との占用協議」が大幅に遅れたとのことだが、遅れた理由の主たるものを教えてください。との質問ですが、

先ほどの質問と重複いたしますので、同じ回答となりますが、道路下に設けられる仮設物(鋼製ケーシング)を残置することの可否について、協議に時間を要しました。

次の質問、今回、下流工区を一般競争入札に付すると7か月かかり、実際に行われた随意契約と比較すると3か月遅れるということだが、その理由を教えてください。

回答は、随意契約での契約日が2月中旬であるのに対して、一般競争入札で発注手続をした場合は工事が競合しないように、上流工区が完成(令和5年3月)してからの発注となることから、早くても契約が5月中旬となり、3か月の差が生じるということです。

最後の質問に対する回答です。

上流工区の入札形態は一般競争入札でしょうか。または指 名競争入札でしょうか。落札率を教えてください。

回答は、一般競争入札、落札率は90.2%となっております。

以上です。

以上のご説明ですけれども、追加のご質問はございますか。

(「なし」の声あり)

では、次の案件、ご説明お願いいたします。

(審議案件6について資料を基に説明)

では、続きまして34ページをご覧ください。

委託の一般競争入札で、道路維持課発注の金切橋外 5 橋橋 梁補修設計業務委託。種別は土木コンサルタントの鋼構造及 びコンクリート。事業概要は記載のとおりとなります。

入札参加要件は土木コンサルタントの鋼構造、千葉県内本支店、過去10年以内で官公庁発注の橋梁補修設計業務の履行 実績、ISO9001の認証取得、建設コンサルタント登録簿に 鋼構造で登録のあるものとし、参加要件より対象事業者101者

福田委員長

福田委員長 事務局

で、入札参加者は6者でした。

予定価格は2,307万8,000円、契約金額は2,307万8,000円で 落札率100%でした。

36ページをご覧ください。

事前に質問いただいております回答を申し上げたいと思い ます。

質問として、入札参加者 6 者のうち、落札業者以外の 2 者が辞退、 3 者が失格となっており、入札金額についても落札業者のみが予定価格と同額の100%であるのに対し、失格となった 3 者は最低制限価格を下回る金額でほぼ横並びとなっておりますが、予定価格の確認や工事費内訳書の確認についてご教示ください。

これも先ほどと同じようなご質問いただいておりますの で、回答としては同様の内容となっております。

次の質問ですね。

最低制限価格の事前公表に改める余地がありますかという ご質問をいただいております。

回答といたしまして、地方公共団体には法令上の制約はないこと、職員に対する予定価格を探る行為などの不正行為の防止から予定価格は事前公表としていますが、国の指針により予定価格は事後公表へ移行するよう要請があり、最低制限価格についても事後公表を推進していること、事前公表により最低制限価格での入札が誘導され、適切な積算を行わない業者が受注する事態が生じかねないことから事前公表へ改めるかは今後の課題と考えます。

続きまして、追加の質問になります。追加の質問、9ページです。

まず、契約課のほうから、入札参加者は千葉県内本店が資格要件ですが、当該契約案件に係る入札参加者3者には資本 関係や役員等の人的関係はないか。 これは先ほどと回答は一緒となります。

予定価格・最低制限価格の事前公表。こちらは予定価格は 事前公表、最低制限価格は事後公表です。

道路維持課

入札参加者について、過去の入札案件に係る開示請求の実績につきましては、入札参加者 6 者が R 4 年度に開示請求した実績は 3 件です。

契約変更の有無、回数・金額及び理由。契約変更は、1回行っております。変更金額は27万5,000円の2,280万3,000円となる。変更理由は、現地調査の方法を変更したためです。

最後の質問です。

2022年11月9日に実施された入札案件で、同じ道路維持課所管の、No.7河原塚2号橋橋梁補修設計業務委託の「入札の結果及び経過書」を配付してください。入札参加者の重複状況等を比較・分析するためですというところで、一番最後、別冊、別紙のところに資料を添付してございます。

以上となります。

ご説明いただきましてありがとうございました。

これ、先ほど来、出てきました最低制限価格をほかの業者は下回っていますが、落札した業者は予定価格、この場合は同額ということですので。

最低制限価格を公表しないことによるメリット、デメリットもあると思うんですけれども、契約価格という意味ではもっと低価格で発注する余地もあったかもしれないというところで、もったいないなというのは感じましたけど、かといって、回答として寄せていただきました積算能力は下がる、安易に最低制限価格で入札して、くじ引きで決まるのもいかがなものかというところがデメリットとされているところでありますけど。まあどうなんでしょう。

これくらいの価格であれば妥当な工事も行えるというのが 最低制限価格だと思いますので、積算能力の低下というより

事務局

福田委員長

も、何のために入札してるのかというか、ということを考え る余地があるかもしれないねという。

やはり全体の傾向としてはやはり最低制限価格については 事後公表というのは多いんでしょうか。

事務局

千葉県内の近隣といいますか、主立ったところを見ます と、事前公表、事後公表は大体半分に分かれます。

福田委員長

今、公表に改めてるところもあります。昨日たまたま私が 監査委員として担当している自治体の企業局の契約について 質問しました。最低制限価格で複数社が入札し抽選になった そうです。でも、安く発注できました。

今、国の方針も受けて、非公表としてると回答いただきま した。引き続き検討されるということで。

事務局

そうですね。先ほど来、その予定価格の事後公表をすれば、1,000円、2,000円、3,000円のもったいない結果じゃないですかというご趣旨のお話はいただいているのは重々承知しておりますが、そもそも松戸市は平成14年から予定価格と最低制限価格を事前公表しています。そのデメリットとして、安易な入札になってしまうといいますか、いわゆる最低制限価格のところでみんな集まってきてしまうという結果が多く出てきたというところで、平成25年度頃、最低制限価格については事後公表に変えた経緯がありました。

ただし、積算内容はお教えするというところで、回答しておりまして、20年程前に予定価格、最低制限価格の事前公表が始まって、半ば10年過ぎたあたりで事後公表については改訂しています。また、それから10年程たちましたので、検討の余地はあるかもしれませんが、何かほかの策があるかというと、現段階では何か優れたものはないように思います。

国が予定価格と最低制限価格は事後公表が望ましいと言われてるところでいくと、一応予定価格は公表しますけども、 最低制限価格は公表してないと、積算は見せてるけれども公 福田委員長

川口委員

表してないという国の指針をたどってできてるのかなというところでございます。答えになってないかもしれませんが。

いや、でも、逆にくじ引きになってる案件も、非公表にもかかわらず、事前公表されてないにもかかわらず、くじ引き案件が多いというのは、積算基準を公表することにより、その精度が高くなってるということ。大半が失格してしまうというのは一応レアなケースということですね。

今、議論されている中で、契約課さんからも、課長のほうからもご回答をいただいたように、今後、検討するに当たって、新たな制度というよりも、もう一回戻せばいいんじゃないかと単純に思ったりもするんです。国の指針があるという指針の内容というのは、じゃあ、具体的にいつ出て、いつ出たもので、どういう内容なのかというものを私ちょっと見たことないので知りたいなというのが、正式にちょっとお願いしたいなとは思うんですけど。

皆さんの松戸市入札結果等の公表に関する事務取扱要綱というものが昭和57年5月14日に作られて、その3番目には必要あると認めるときは予定価格や最低制限価格についても入札前に公表することができるというふうに、第2条第3項には規定があって、それに基づいて実務的には平成14年からは事前公表、両方とも事前公表。

川口委員

25年からは最低制限価格は事後公表に替えられた。で、この委員会でも、前回もそうだったんですけど、やはり弊害が出ているように思う、逆に実態を見ると。 1 者だけが予定価格に近いところで、ほかの業者が最低制限価格を若干下回るような形になる結果というのが散見されると。それに対して公表したらそういうことはできない。入札行動としてそれをやってしまうと公表されてるにもかかわらず、わざとその最低制限価格以下で応札、入札するということはできないわけですから、合理的な行動としては見られないわけですから、

それは解消できるんじゃないかと私は思います。

で、今回の回答の中にも、口頭でもおっしゃった事前公表したときのデメリットの中に事業者が積算能力なくなるんじゃないか、安易に最低制限価格にっておっしゃいますけど、実は企業というのは社内で決定するときの意思決定の積算と、実行予算を考えて稟議がどう上がるかは厳しく考えていると思われます。そうでないと、安易に最低制限価格に積算をせずに出してしまうということはあり得ないと思われますので、積算能力が逆になくなるんじゃないかという懸念はあまり根拠がないというふうに私は個人的に思うので、単純に事前公表に戻すだけで、今までの弊害、散見されている弊害というのはそういうリスクにも対応できるんじゃないかというふうにも思います。

意見でございます。

よろしいですか。ありがとうございました。

では、次の案件、お願いいたします。

(審議案件7について資料を基に説明)

続きまして、資料の37ページです。

随意契約の案件で、街づくり課区画整理担当室の発注の松戸都市計画事業新松戸駅東側地区土地区画整理事業実施設計修正業務委託。種別は土木コンサルタントの都市計画及び地方計画。事業概要は記載のとおりとなっております。

随意契約の理由は別紙のとおりとなります。

予定価格は1,850万2,000円、契約金額は1,643万4,000円で、落札率は88.82%でした。

続いて、40ページをご覧ください。

事前にいただいた質問に対する回答となります。

まず最初の質問、随意契約について、予定価格が非公開な理由について、ご教示ください。

松戸市入札結果等の公表に関する事務取扱要綱において公

福田委員長

事務局

表対象となっていないことから非公表となっており、契約相手方が特定されている1者随意契約のためです。

続いて2番目の質問です。

街づくり課・区画 整理担当室 街づくり課区画整理担当室です。よろしくお願いします。

福田委員よりいただきましたご質問で、当該地域が土砂災害特別警戒区域に指定されたのはいつですかについてでございますが、まず、令和元年8月16日に土地区画整理事業の事業計画が認可されまして、令和2年11月より実施設計業務を進めておりましたが、令和3年3月5日に本地区の北側斜面が土砂災害特別警戒区域に指定されることとなりました。

続きまして、追加でいただきましたご質問でございます。

川口委員よりご質問いただいてるのが 2 点ございまして、 そちらについてご回答を申し上げます。

質問1、この随意契約案件に関連する令和2年11月17日の業務委託契約は一般競争入札であったと別紙に記載されていますが、その契約案件の予定価格及び契約額並びに落札率をお教えくださいについてでございますが、令和2年11月17日に契約いたしました松戸都市計画事業新松戸駅東側地区土地区画整理事業計画変更等業務委託につきまして、予定価格は7,724万2,000円税込み、契約額は6,149万円税込み、そして落札率は79.61%でございます。

続きまして、最後のご質問でございますが、この随意契約につきまして、契約変更の有無と契約変更があった場合の変更理由と変更契約額をお教えくださいについてでございますが、本件については契約変更は実施しておりません。

以上でございます。

ありがとうございます。

随意契約のルールについてご説明いただきましたけれど も、よろしいでしょうか。

では、この案件についてはこれでというところでありま

福田委員長

す。

川口委員

1つ質問し忘れたんですけど、工事絡みの随意契約で大変 恐縮でございますが、松戸第2処理分区汚水準幹線工事がご ざいますが、これ、随意契約ですかね、この随意契約の理 由、31ページ、これは自治法施行令の第何条に該当するのか だけ、今分かれば、ここに明記されてなかったのでお教えい ただけないですか。

事務局

川口委員

福田委員長

事務局

6号随契です。

6号、はい、分かりました。ありがとうございました。

では、本日の審議は全て終了いたしました。

事務局から連絡事項がありましたらお願いします。

以上で議題が終了となります。本日は大変お忙しい中、あ りがとうございました。

次回の委員会につきましては来年の年明け1月から2月に かけて予定しておりますので、また日程については調整させ ていただきたいと思います。

本日は慎重な審議をいただきましてありがとうございました。